

令和5年4月1日 本受付から  
書式や手続き方法が変更となります。

★印は、  
新書式で提出下さい

### ★[1]法定書式の変更

- ・ 確認申請書
- ・ 計画変更申請書
- ・ 建築計画概要書

R5.4.1改正法に伴う、書式変更  
・ 特例軒等（物流倉庫等に設ける庇）、省エネ設備等（特定行政庁の認定及び許可が必要）による建蔽率及び容積率の緩和

### [2]センター書式の変更

- ・ 郵送申請（確認審査）の提出票
- ・ 郵送申請（計変審査）の提出票
- ・ 事前協議連絡票

最新情報に文言修正

### [3]東日本大震災の被災者に係る確認検査手数料の免除終了

- ・ 令和5年3月31日、引受分をもって終了いたします。

### [4]各種業務の手数料改定

- ・ 詳細は、センターホームページをご覧ください。

### [5]Cポイントサービスの終了

- ・ カードのシール残数に応じたポイント交換は、4/28まで

### [6]盛岡本部の部署名変更 ※県南支所は変更なし

- ・ センター組織再編により、以下のとおり変更となります。
- ・ 郵送際、宛先にご留意ください。

業務名称	部署名（郵送先）
確認申請、フラット設計審査	確認評価局 技術審査部 確認担当
完了検査、フラット中間・竣工検査	確認評価局 技術審査部 検査担当
構造適判、省エネ適判、性能評価、長期優良、低炭素、BELS、現金取得	確認評価局 技術審査部 評価担当
住宅かし保険、すまい給付金、建物状況調査、リフォーム評価ナビ、住宅相談、岩手県すまい・あんしん推進協議会事務局	確認評価局 事業推進部

# 令和5年4月1日 本受付から書式が変更に！

建築基準法施行規則の一部改正

## 確認(計変)申請書[第三面]・建築計画概要書[第二面]

建築面積・延べ面積の欄が変更となります。

【10. 建築面積】	(申請部分	)	(申請以外の部分	)	(合計	)
【イ. 建築物全体】	(	81.23	)	(	81.23	)
【ロ. 建蔽率の算定の基礎となる建築面積】	(	81.23	)	(	81.23	)
【ハ. 建蔽率】		23.20%				

通常の住宅であれば、  
イとロは同じ面積を記入

〈注釈〉

10 欄の「ロ」は、建築物に建築基準法施行令第2条第1項第2号に規定する特例軒等を設ける場合において、当該特例軒等のうち当該建築物の外壁又はこれに代わる柱の中心線から突き出した距離が水平距離1メートル以上5メートル未満のものにあつては当該中心線で囲まれた部分の水平投影面積を、当該中心線から突き出した距離が水平距離5メートル以上のものにあつては当該特例軒等の端から同号に規定する国土交通大臣が定める距離後退した線で囲まれた部分の水平投影面積を記入してください。その他の建築物である場合においては、10 欄の「イ」と同じ面積を記入してください。

【11. 延べ面積】	(申請部分	)	(申請以外の部分	)	(合計	)
【イ. 建築物全体】	(	)	(	)	(	)
【ロ. 地階の住宅又は老人ホーム等の部分】	(	)	(	)	(	)
【ハ. エレベーターの昇降路の部分】	(	)	(	)	(	)
【ニ. 共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下等の部分】	(	)	(	)	(	)

【ホ. 認定機械室等の部分】 ( 〈注釈〉

【ハ. 自動車車庫等の部分】 ( 11 欄の「ホ」は、住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものに設ける機械室その他これに類する建築物の部分 (建築基準法施行規則第10条の4の4に規定する建築設備を設置するためのものであって、同規則第10条の4の5各号に掲げる基準に適合するものに限る。) で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるもの

【ト. 備蓄倉庫の部分】 ( ) ( ) ( ) ( )

【チ. 蓄電池の設置部分】 ( ) ( ) ( ) ( )

【リ. 自家発電設備の設置部分】 ( ) ( ) ( ) ( )

【ヌ. 貯水槽の設置部分】 ( ) ( ) ( ) ( )

【ル. 宅配ボックスの設置部分】 ( ) ( ) ( ) ( )

【ヲ. その他の不算入部分】 ( ) ( ) ( ) ( )

【ワ. 住宅の部分】 ( ) ( ) ( ) ( )

【カ. 老人ホーム等の部分】 ( ) ( ) ( ) ( )

【コ. 延べ面積】 ( ) ( ) ( ) ( )

【ク. 容積率】 ( ) ( ) ( ) ( )

〈注釈〉

10 欄の「ヲ」は、建築基準法令以外の法令の規定により、容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない部分を有する場合においては、「ヲ」に当該部分の床面積を記入